フランソア・ケネーにおける財政思想

箕 浦 格 良

陥 に対して、之を訂正し、国富の増加によって人口が増加するものであり、一国内に於て食糧なくして人口の増 主張をなしていたる国内産業を育成し、人口の増加をはかり、労働の供給源の確保を以て国富の増加となす思想 学説を逸することはできない。ケネーに於ける重農主義的思想はその当時のフランスに於ける経済的疲弊、 の当時においては商工業を中心とする発展策として極端なるコルベール政策の施行によって、 ネーにありては一 は望めるものではないとなして農業の重要性を主張し、重商主義に於ける貨幣、金、 となし、輸入を制限し輸出を奨励し国際貸借に於ける輸出超過を以て国富増進の一方法なりとなすに対して、ケ ルベ 自由 租 ール Jean Baptiste Colbert 1619-1683 の重商主義的政策に対立したものとも考えられるが、その当時の 一税政策の強化に基く悪税の実施、 主義財政思想を考察せんとすれば何れにしてもフランソア・ケネー François Quesnay 及び重農学派 国の富の増進は農業に於ける純収入の増加によるものなることを主張するのである。 重課、之に伴う農村の疲弊、 取引の阻害に基く穀価の低落、農村人口 銀の増加を以て国富の増加 即ち徴税制度の欠 かくてそ 殊に

こうことに おいかん のはない はない かんしゅう こうかん はんかん かんしゅう はんしょう かんしょう しゅうしゅう

八三(八四七)

フ

ランソア・ケネーにおける財政思想

(箕浦)

都 市集中等の 傾向にあったが之に対立して重農思想が発生することになったと言れる。

立命館経済学

済は各個人の自由であり、何人の干渉をも之を許さず、各個人の欲するところに従って放任されるべきであると 従って農業の大規模なる経営を主張し商工業に対する保護助成政策に反対し、 張は元来フランスは農業国であり農業を保護し農業によることこそ国富を増加せしむる真実の方法なりとする。 なって現われたが、このような思想の対決のもとに重農思想の発生を見るに至った。概して重農主義に於ける主 経済力を強固にし自由なる市場の拡大をはかったのである。従ってその政策は国家の干渉政策、 K 発展に有利なる基盤を与えんとする。 め、 l なり、 п 重 玉 ッ 商主義については十三、四世紀頃から十七、八世紀頃に亘ってイギリスを初めとし、 [内に於ては封建諸侯の対立を抑制し国家統一を目標とし、 資本主義経済に於ける自由放任主義の先辯となる。 之によって国王はその権力、 諸国に発生したる思想であるが、重商主義はその国によって多少異なるも概して政治と経済を結合せ 政治力を強固にし商業資本は之によって自己の立場を有利にし、その地位、 斯くして重商主義とは国王の権力と国内に於ける経済力との結合すること 対外関係に於ては外国との競争を抑制し自 農業助成政策を主張する。凡そ経 フランス、ド 保護助成政策と イツ、 0 L \equiv

0 積による経済的秩序の基盤が育成され初める時期に当る。 権力の維持と拡大が計られ政治的には中央集権的思想が強くなった時代であるが、 済思想である。 蓄積のために国家の保護が必要とされるが、之が強固なる基盤をもつに至り、 重商主義にしても或は又重農主義にしても封建社会から資本主義社会への移行の過渡期に於いて成長したる経 との過渡期に於ては封建制社会の解体と絶対王制確立の時代であり、封建的勢力の統一と国 当初に於ては経済的新秩序の育成のために、 国家の保護政策が不必要となり、 経済的に見れば富と資本の 富と資本 王

十八世紀の中頃より主としてフランスを中心としてとなえられたもので経済上に於ては他の一般の産業より農業 それ自体が自立し、自由なる活動を要求するに至る。ここに既に近代的資本主義の素地をつくりだし、資本家階 ケネーの所謂 を重視し農業のみを以て唯一の生産業であるとなす思想であるが、ケネーの経済思想に一貫して現れるところは は重農学派はフランソア・ケネーとその一派の人によってとなえられた農業を重視する思想及びその政策である。 級の自覚と自立の素地をつくりだすのである。 重農主義 Physiocratism. Physiokratismus Physiocratisme 或 「農民貧しければ王国も貧しく王国貧しければ国王も亦貧し」Pauvre paysan Pauvre royaume

1557-1638 の「政治学」Politica methodica digesta, 1603 等に展開されている。 Grotius 1583-1645 の「和戦法」De jure belli ac pacis, 1623-1624 に於て、又アルッジウス Johannes Althusius よって之に対抗したのは重農学派であるが、重商主義に対する批判的論議は既にユーゴー・グロティウス Hugo 十八世紀の中葉に於けるフランスの社会に於てその当時の重商主義的組織に対して自然法的個人主義の理論に

Pauvre roi としての顕現である。

医学を研鑽、殊に外科医を研究一千七百十八年マント市に於いて外科医を開業したるもその後一千七百三十二年に至りパリ ケネーはフランスのパリー西郊にあるメレー Méré 村に於いて、一千六百九十四年六月四日一農家の子として出生し、幼少 俟夫人 Antoinette Poisson, marquise de Pompadour 1721–1764 の侍医となり、 に移転しこの業に従い、優れたる外科医としてその名声を博し約四十年間活動を続けた。ルイ十五世の愛姫ボンバドウール)頃には刻版師の弟子となったと言われるも、ケネーにありては医師たらんと欲し、一千七百九十年頃医師の弟子に転じて フランソア・ケネー François Quesnay 1694-1774 は重農学派の創始者とされ、又重農学派の代表的経済学者とされる。 後に至って国王ルイ十五世の侍徒医と

フランソア・ケネーにおける財政思想(箕浦)

ou Dictionnaire raisonnée des sciences, des arts et des métiers に於いて「明証論」―形而上学―Evidence, Métaphy-之等三論文を発表したるときにはじまると言われている。 D'Alembert 1717-1783 のすすめによりデイドロがダランベールの協力のもとに編纂刊行したる大百科全書 Encyclopédie の経済学者としての活動はケネーが五十九才の時、論客デイドロ Denis Diderot 1713-1784、ダランペール Jean le Rond の常任書記となり外科医学の発展、外科医の地位向上のために力を致した。後貴族に列せられ、ルイ十五世の崩御とともに なりヴェル 千七百七十四年五月退官、ヴェルサィユに於いて一千七百七十四年十二月十六日八十才を以て歿したのであるが、ケネー サィユ宮廷に居住し、この間幾多の医学上の論著を公表した。又外科医学学会 Académie Royale de Chirurgie を同大百科全書第六巻に「小作人論」 Fermiers, 1756 を同六巻に「穀物論」 Les Grains, 1757 を同七巻に、

のフランスに於ける君主専制政治、階級的社会制度にありては容認されざる革新的思想を有していた。一般的には思想に於 科全書家、或は百科全書学者 Encyclopédiste, Encyclopedist とよんでいるが、之等百科全書家の多くのものはその当時 Jacques Turgot 1727-1781、ドーバントン Daubenton、マルモンテル Jean François Marmontel 1723-1799、デェクロ、 Arouet 1694-1778、即ち筆名ヴォルテール Voltaire、ドルバック Paul Henry Thiry D'Holbach 1723-1789 ゖルヴェシ のである。 この事業に参画したる思想家はデイドロ、 ダランベールの外、 出して完成したものである。この間デイドロは数次に及ぶ官憲の迫害及び経済上の困難に遭遇しながらもよく之を完成した し一千七百七十六年より一千七百七十七年の間に補遣五巻を出し、その他索引二巻を出し一千七百八十年に至り追巻三巻を この大百科全書刊行の事業も一千七百十五年に着手せられ一千七百五十一年より一千七百七十二年に至る間二十八巻を出 Claude Adrien Helvétius 1715-1771′ ちっく Friedrich Melchior Grimm 1723-1807′ Jean-Jacques Rousseau 1712-1778 等が関係している。 之等この大百科辞典の編纂に参加した人々を総称して百 フランソア・マリー・アルエ François Marie テュルゴー Anne Robert

れているのである。哲学、自然科学の思想ともに革新的思想を社会的に交流せしめたのであるが又これがフランス大革命の ては啓蒙的、感覚的、唯物論的、自然主義的方向を有してその時代に於いて、フランスに於ける啓蒙思想の全容が集大成さ 百科全書家とよぶことがある。ケネーは当初にありては主として之等百科全書家の人々との意見を交換することによってそ 因をなしたものとも見られている。この大百科全書に直接参加しないものでも之等のものと思想傾向を同じくするものを

の構想が錬成せられケネー独自の構想がまとめあげられた。

対して干渉政策を採ることを排撃した。このことは資本主義経済思想の一つの特質とも見られるが、 においてもフランスに旅行中重農学派の人々と交わり、少からずその影響を受けていると言われる。 に於ては一般に自由主義傾向、 ネーの思想については自然主義的であり、自由主義的であり、 Adam Smith 等のイギリス正統学派の自由放任政策の基礎を与えたものと言われる。 自由放任主義傾向が求められつつあった。 且つ啓蒙主義的であった。 ケネーにありても国家が個人の自 勿論アダ 殊にケネーの時代 ム・ アダム・ス スミ 由

得ると言う。そうして人間の自然的権利は無であるとなし、自然がすべての動物に教えたる権利であるとなし、 前提としない権利であるとと考へ、正しきものであり、決定的で、そうして根本的権利であると考えることは 的の或は明示的の協定により限られたる権利であると言い、或は自然的権利は正と言うことも亦不正と言うこも 間 又自然的権利は力と智によって保証せられる権利であるとなし、個人的利益に限られるものであり、すべての人 ح の権利を規制する一般的、 ケ ずれの場合に於ても真実であるが、然し何人と雖もその総ての場合に於て之を比較して之を見れば、此い は 人間の自然的権利 Droit naturel とは人間がその享楽に適する物に対して持つ権利であると定義され 至上的法則であるとなし、すべての全体に対する限りなき権利であるとなし、黙示

八七 (八五二)

一門所屬於此及者有為於於於者以下於其於之於其於此以及以此以及以此以此以此以

フ

ランソア・ケネーにおける財政思想

(箕浦)

0 の社会に最も有利なる自然的秩序の不易の規則により、 る思考を以てして尚自分の作った法を廃さざるを得なくなるものであるが、このことは明らかに人為の法は正義 によっ れについて開明的理性がいつも正しきものを知らない動機によって時々脅やかされるから遂には立法者の賢明 意によるところの単なる指示によってのみそれを知る場合でも刑罰によりこの法の違反に対して附せられたる苦 権利とは異なるのである。即ちこれは理性の光によって明証によって認められるものであって、 ある。 間 化すれば同じ存在に於ては他の真理を排除するものであると言うているのである。そうしてケネーにありては・・ ても、 え作っているのはととまで溯及しなかったからである。自然的権利を或る理由によって認めようとしない者に於 に於ける人間自体を考えなければならない。 ずれも真実とはなされないとなし、(註②) と明確に弁別する理性の光により認められたる自然的、 によって義務となるのであると主張し、そうしてこの法律上の権利は自然的権利を制限することがある。 .の自然的権利は理性の光によって明証を以て認められる。 みそれは如何なる拘束よりも独立に義務となるのである。 て創造されたる法は、 然し一つの形態は同じ物体に於ては、 之とは別の理由によって自然的権利を認める者に於ても、 斯くしてケネーにおいては正義と言うものは自分自身に属するところのものと、 自然の創造者の法律とは同様には完全ではなく、 肉体的、 他の形態の現実の剝奪である如く、 哲学者が人間の自然的権利について非常に異なり矛盾した概念をさ 智的能力の異なる状態と他の人間に対する関係に於て異なる状態と 屢々遠ざかる傾向を有するものであることを証明して 至上的規則であるとなすのである。(註句) 従って法律上の権利或は人間の法により認 人為の法により制限されたる法律上の権利は、 このいずれの立場に於ても真理は存在するので 人間によって創造されたる法はそ 一つの真理にありては状態が変 他の そうしてケネーは ものに属するも との明証 められた によっ 人間 法

立 序の中に含まれた自然的権利はすべての状態に拡がり人間はその中で相互に関連せるを発見し得るのである。純(誰で) 用うる状態に於ては制限されるのである。社会生活に於て相互にその利益に対する協定をなすときは自然的権利 索によってのみ其必要とする物に対する自然的権利を享受するものである。自然的権利の享楽は純粋に自然と独 粋に自然なる或は完全なる独立 indépendance の状態に於てさえ人間はその労働によってのみ、即ち必要なる捜 あろう戦争に相互に無益に従事することによりて彼等の時を失なわないものと思われる。自然的秩序と正義の秩 需要の満足にせまられた人間はその捜索に従い、生活資料を充すに必要なる仕事に対する妨害しか齎らさないで により得られたる自然的権利の有効なる所有により決定せられるのである。純粋に自然なる状態にありてはその によって保証されていない限り不確定であり、そうして正義の秩序に於ては他の所有の権利を奪うことなく労働 権利は自然的秩序と正義の秩序の中に於てのみ考えられるべきである。即ち自然的秩序の中に於ては現実の所有 粋に自然なる状態に於て享楽せられるものの部分は労働によって得られるのである。 を使用し得るものである。従って全体に対する権利と言うものは単なる観念的のものにすぎないものであり、純 働によって、 然なる状態に於ては人間の享楽に適するものは自然が自発的に生産せるものに帰着し、それに関し各人はその労 続けて人間が全体に対するすべての自然的権利のこの抽象的概念の価値の認められないことに注意するとするな になるだろうし、又一般的権利 droit général と言うものは事実上限られたる権利となると主張する。(註⑤) らば自然的権利自体に従うため人間の自然的権利をそれについて享楽することのできるものに帰属せしむること の状態、 即ち未だ我等が彼等の間に於て如何なる相互の援助も前提とせず、強者が弱者に対し不正なる暴力を 即ち捜索 recherche によって、 このいくらかの部分を獲得することにより確定せざる自然的権 享楽に適するものに対する 純粋に自

なるものがあり、自然的秩序の上に礎づかれた社会秩序は永続性を有し真に正しい秩序であると言う。すべて自なるものがあり、自然的秩序の上に礎づかれた社会秩序は永続性を有し真に正しい秩序であると言う。すべて自 済現象を以て人為の社会秩序となすものである。 之に対して自然的秩序即ち自然的組織 organisation naturelle の全範囲をさえ確保されるものと思われるとなし、斯くしてケネー或は重農主義にありては現実の政治現象、(誰の) を増加せしめる。 社会構造に於て自然的権利の根本的法則に関し人間に最も有利なる秩序に従うならばこの享楽

何なる秩序であっても永続性を有するものではないと考える。そうしてそとに合法的独裁政治を認めるのである。(誰®) 叡智の力によって認識し自然的秩序に反せざる政治が行われることは理想である。 のである。 克服して叡智の力によって透視するとき、そとには自然的秩序の存在を厳然として認識するととができるとなす(誰®) 然的秩序を重視ずるもその認識の方法については叡智の力によるのである。自然的秩序の認識は各個人の感情を この自然的秩序の上にたてられたる社会的秩序こそ理想的秩序である。 自然的秩序に反する秩序は 英明なる君主が自然の秩序を

となすのである。(註⑪) 的秩序である。 である。 自然の法則に支配せられている。この自然的秩序を確知し之に従うことは社会を形成するものにとって最も有利 自然的秩序は一切の社会秩序を含むものであるが、その中でもその大いなる基本部分をなすものは経済 との 経済的秩序を形成する不可欠の要素となるものは各所有権が安全にして確実なることである

自然的秩序を認識するために力となる叡智は教育によるものであるとなす。即ち此社会に於ける総てのものは

1712-1776 に於てみられるところなもこの自然法の観念はギリシヤのストア哲学の中に見出されるが近世初頭 ネッサンス時代に再生し啓蒙思想の一面として展開されている。十九世紀は近代自然法の完成した時代と言は 斯くの如き自然的権利に関する主張は即ちロック John Locke 1632-1704 に於て、又ルソー Jean J. Rousseau

あると言うている。(註⑩) である。 が挙げられる。 るものであり、 的なるもの精神的なるものとある。物理的なるものは明らかに人類に有利なる自然界の物理的現象の秩序的経 間相互間の規範に於て自然的秩序を前提としていることである。即ち人間の社会的共同生活に於ける基礎として 各人によって多少の相違点があり極めて多義的となっているが、その概念に共通する点は、社会生活に於ける人 入ってはヴォルフ Christian Wolff 1979–1754、モンテスキュー Mostesquieu 1689–1755、及び前記のルソー等 Pufendorf 1632–1694、トマジウス Christian Thomasius 1655–1717、及び前記のロック等である。十八世紀に ホッブス Thomas Hobbes 1588-1679、スピノザ Baruch de Spinoza 1632-1677、プーフェンドルフ Samuel れ、その代表的学者はアルッジウス Johannes Althusius 1557-1638、 自然法があり之に対応して実定法がある。人為の法即ち実定法は自然法に従ってはじめて妥当するものであると ケネーによれば社会的人間は自然法と実定法とに従はなければならないのであるが自然法にありては物理 精神的なるものは物理的秩序に適合する精神界の人間行為の規則である。これが合して自然法を形成す フランスではケネーはモンテスキュー等を通じて影響を受けていると言われる。 自然法は実定法の根本となるものである。後者は自然的秩序に関する管理の法に過ぎないもので グロティウス Hugo Grotius 1683-1646、 自然法の観念は

- 註 (—) Franqois Quesnay et la Physiocratie, à Paris à L'institut national D'Etudes Démographiques, II, 1958. p. (Le Droit Naturel.)
- α) F. Quesnay, ibid. p. 729
- (4) F. Quesnay, ibid. p. 7.

フランソア・ケネーにおける財政思想(箕浦)

- (ы) F. Quesnay, ibid. p. 732
- (©) F. Quesnay, ibid. p. 732-733 (°) F. Quesnay, ibid. p. 733.
- $(\infty)~$ F. Quesnay, ibid. p. 739–740.
- (Φ) F. Quesnay, ibid. p. 734.
- (2) F. Quesnay, ibid. p. 740-741.
- (1) F. Quesnay, ibid. pp. 736-737.
- (2) F. Quesnay, ibid. p. 740.

.

又ケネーにありては生産資本のとる流通形式によって固定資本と流動資本即ち「原前払」 avance primitive と 於て之を把握し、 されたる財が如何に循環するかを表わしたものである。そうしてケネーは資本主義的生産と流通を全体的規模に ば国民を生産階級即ち農民と、不生産階級即ち商工業者と、地主階級とに分ち此の三階級間に農民によって生産 所得が如何に循環し分配せられるかを図によって表示したる人間の経済生活の表である。即ちこの経済表によれ 「年前払」avance annuelle とに分類し、資本主義的農業の生産力の強さを主張するのである。又、その利益に(註②) ケネーの「経済表」Tableau économique に示すところは人類の各階級の間に生産せられる財、従って又その 単純なる再生産過程として之を考え、この関係を生理学的、解剖学的に示したものとされる。

ありては地主、

農業資本家、農業労働者の三分割を明確にする。

ケネーに従えば一国の富及び国家収入の源泉は

土地の純生産物 produit net であり、 土地の所有者の収入を支払う階級を言うのであり、 となし、 彼らの原料の価値の上に、同じく生産的階級から供給せられる彼らの生活資料の価値だけし 商工業者は農業者より原料を購入し之に加工して生産費たる賃金、 ネーの主張によれば生産的階級は農業家を指しこの農業のみが投下したる生産費以上に剰余を発生し得るもので 吏は生産階級の創造したる土地の純生産物に依存して維持せられるところの不生産的階級と考えたのである。 のものは悉く不生産的階級となすものである。従って国家の職能は国防と治安維持とに限られることになり、 総ての労働と支出が属するもので、 地 不正の結果であり、 る土地の純生産物を生産する階級は生産的階級である。 生するものではない。 たのである。 の所有者と十分の一税徴収者とが含まれている。 主として工業に従事するものから成るのであるが、商工業者が利潤を獲得することがあるとしてもそれは 即ち農業は生産の過程中に消費せられる以上の剰余を作り出す。 即ち土地の耕作によって国民の年々の富を再生産せしめ農業労働に於ける支出の前払をなし、そうして ケネーは国民を、 この社会に一物ももたらすものではない。 従って一国の富、及び国家収入の源泉は土地の純生産物であり、農業経営を以て産出され この外地主階級を加えて三つの階級に分けるのであるが、 販売によって年々の富の再生産の価値を知ることができると言う。 農業経営を以て産出される土地の純生産物を生産するものを以て生産階級 この階級にありては再生産物より年前払を回収したの維持費 との階級に最初の売手によりその生産物の販売に至るまでの 不生産的階級は農業以外の業務に従事するすべての者を との不生産的階級は生産的階級から供給せられる 報酬を受取るにとどまり之によって剰余を発 これが純生産 Produit net であるが、 地主階級は主権者と土 か附加しないと考え それ以外

農業に於ける純生産物の増加を対象とし、

(箕浦

を控除

し純生産物によって生活する。

ケネー財政理論に於ては、

支出として取扱ったのである。(註②) するのは生産的支出であるが、 て農業の保護と助長ということに重点がおかれていた。即ち国家の職能もこれによって限界づけられねばならな 官吏は農業家の作出したる剰余に依存する存在であったし、農業に於ける純生産物の との純生産物に依存するもの、又農業生産力を抑圧するところのものは不生産的 増加 0 Ħ

斯くして土地単一税を主張するのであるが、 源泉は土地である。 如何なる租税であっても不当なるものである。土地以外の物件に課税せられることがあってもその租税は最終的 あるから、 するものである。 純収入をもたらすものであるから、従って租税の対象はこの純収入であり、純収入は農業によって土地から発生 したる剰余は之が地代となるものである。君主はこの一部分を租税として徴収するのである。 るものである。 は土地の生産物である剰余によって負担せられることになるからであると主張し土地単一税を以て正当なる租 が自然の法則に従っているのであるが、これは自然的秩序に反するものであるとなし、斯くの如く農業のみが、 ネー は租税が総て土地の収入に直接に課税せられることは地主、 之に租税を課するときは何人も租税によって苦痛を感ずることはないと言う。そうして農業者の獲得 他の課税形態は再生産と租税とを害し、租税がそれ自身負担することになる。この世の総てのも 従って租税の対象は土地に極限せられることになり、 即ち租税は剰余の発生する根源たる土地にのみ課して初めて正当となるのである。 土地単一税のみが租税の中に於て正当なるものであって他の租税は 主権者、 土地は剰余たる純収入を発生するもので 全国民は多大なる利害関係を有 換言すれば租税 ケネーは

註(1) 坂田太郎訳 ケネー「経済表」三一、二頁。

François Quesnay, op. cit. p.

(Explication Du Tableau Eoconomique)

(analyse de la formule arithmétique du Tableau Économique)

3

F. Quesnay. ibid. p. 797 (analyse de la formule arithmétique du Tableau Économique)

4 F. Quesnay, ibid. pp. 958. 959.

(Maximes Génerales)

ある、そしてとの分前は、それが生産する収入に応じてのみ売られるのである。それゆえ所有権は、それ以上に すなわち国家と土地の所有者と十分の一税徴収者とに分配される。譲渡しうるのは、土地の所有者の分前のみで は属しない土地の部分であるからである。そうしてすべての所有者が、国家の切迫した必要が求める臨時 の収入を支払うのは彼ではなく、それをその支払をうくべき人に支払うのは、彼が獲得しなかった、従って彼に かくの如くにして土地の所有者は、普通の租税を、彼の分前に賦課された負担と見てはならない。 は彼には属せず、彼がそれらの分前を獲得したわけではなく、且つこれらの分前は譲渡し得ぬものだからである。 はおよばない。したがって土地を分有する他の所有者に支払らのは彼ではない、なぜというに他の所有者の分前 ネーは国民所得の分配過程に於てその三分割を主張するのである。 「土地の純生産物は、三種の所有者に、 何となればこ の補 助

公司行動を開発を開始を開かれたのである。 かいかん あいかい こうしょう しんしょう あいき これ しゅうしゅう しゅうしゅん あいれんちゅう でんしゃ しゃ

フランソア・ケネーにおける財政思想(箕浦)

金に、 彼らの分前の中から、彼等自身の利益のために、 に限られるのである。」と言う。 協力しなければならないのは、 緊急の場合、所有権の危

機に際会する場合、

しに、中央官署のそれと気づかぬうちに、一切を破壊させてしまうかも知れない。」と主張している。 (註®) 見られなければならない。なぜというに、もしそうでなければ、それは国民の富との、収入との、そしてまた納 税者たる臣民の身分との酌合のいかなる規則をももつことがないであろうから。 の悪しき形態によって、強奪に化したりしない租税は、農業国民の土地の純生産物から派生した収入の一部分と には国民所得との均衡を保つことが必要であることを主張するのである。即ち「よく整った租税、すなわち課税 ケネーは土地単一税を主張するも、租税制度が合理的に成立し、国民に対して圧迫的なる負担を課せざるが為 〔かくて〕それは、何時とはな

ぜというに、そうでなければ、それは破壊的なものとなるであろうから。」と言うている。(註®) て、農業者の前払をも、 のなることを主張するのである。即ち「租税の賦課は収入、すなわち土地の純生産物のみを対象とすべきであっ の移転についても、真実の富を作出すものではないから斯るものを課税対象とするときは租税制度を破壊するも ケネーは如何な場合に於ても租税の源泉は土地の純生産物とすべきであって、他のものに租税の源泉を求める 如何なる租税と雖も之を合理的に成立せしむることは不可能であると主張する。工業生産に於ても商品 労働する人間をも、商品の販売をも対象とすべきでないことを、忘れてはならない。

ではなくて、 に至るであろう。労働する人間の賃金や商品の販売を対象とするならば、それは肆意的なものとなり、 ケネーは租税に於て農業に於ける純収益課税を主張する。即ち「農業者の前払を対象とするなら、それは租税 強奪となるであろう、 これは再生産を絶やし、 土地を損傷し、 借地農と地主と国家とを破滅させる 徴税費が

租税を超過し、そして無規律に国民の収入と主権者のそれとに跳ね返ってくるであろう。この場合賦課を租税と 税は虚偽のものとなり、破滅的なものとなろう。」と主張するのである。(誰) 区別する必要がある。賦課は租税の三倍となり、租税自体に食いこむことがあろう。何とならば国家のあらゆる 商品に賦課される課税は、租税によって支払われるからである。かくの如くにして、かような租

に考らべきである。 の収入に跳ね返り、急速に租税の破壊に導くであろう。商品に対して賦課する課税についても、ひとは同じよう 入を対象としない賦課は、工業と農業との経費そのものを対象とすることとなろうし、二重に損失となって土地 課が、実際は、耕作の支出そのものに対する賦課にすぎないと同様であろう。かようにして人間を対象とし、収 を雇用する人々によって支払われる労働に対する賦課であるにすぎない。それは、土地を耕作する馬に対する賦 常に不動即ち土地によって負担せられるものとなし、労働賃金に対して課税すること、又は商品に課税すること に反対するのである。 ケネーにありては土地によって富を獲得している国に於ては如何なる方法によって課税されようとも、 なぜならそれらもまた、純粋の損失となって、収入に、租税に、耕作の支出に跳ね返り、大 即ち「彼らの賃金で生活をする労働するする人間に対する賦課は、 厳密に言えば、 労働者

意見を述べている。 れているのである。 な海国の財源になっている、些かも領土を有しないこれらの国にあっては、 ケネーは商品又は労働賃金に租税を課することに反対しているが、仲継貿易に対する課税についても次の如く そしてそれはまた大国にあっても、そこでの農業が著しい衰徴に陥り、土地の収入がもはや 即ち「ところがこの二種の賦課は、余儀ないことであるが、仲継貿易によって存在する小さ 仲継貿易は必然的に租税の対象とさ

国

.にあっては避けることの不可能な尨大な経費を必要とすることとなるであろうから。」と主張する。 (註®)

フランソア・ケネーにおける財政思想(箕浦

場合、 再生産を絶やし、そして臣民と主権者とを完全に破滅させるのである。」と。(誰) 租税の支払に応じることができなくなるときは、殆どつねに、暫時の財源と見做されるのである。しかるにこの かかる欺瞞的な財源は、過重負担であり、民衆をして余儀なく消費を節約するに至らしめ、労働を阻止し、

ケネーは又農業による純収益課税を主張し、農業による収穫比例税を次の如く否定している。即ち「ひとはし

て〕土地が平凡であり、収穫が僅かであればあるほど、それはますます負担が重く、不正であり、且つ不幸なも 含めて収穫の総生産物に比例する。しかしそれは、純生産物とは何らの関係をももたないであろう。〔したがっ ばしば十分の一税の形で、収穫から実物で支払われる租税の創設を問題とした。この種の賦課は、 事実、経費を

のとなるであろう。」と。(誰の)

の軽い課税形態は、 から抽きだす王国においては、租税がどんな方法で賦課されようとも、それはつねに、土地によって支払われる すれば純収益と考へたのである。即ち土地の収入に直接設定されない租税は再生産と課税を阻害するものである ケネーは財政需要充当手段の源泉となるものは国富の増加部分であると考へていた。即ち農業の純生産、換言 「それゆえ租税は、直接土地の純生産物から徴収されなければならない。なぜというに、その富を土地 かようにして最も単純な、最も整った、国家にとっても最も有利な、また納税者にとって最も負担 純生産物に比例し、 継続的に再生する富の源泉に直接賦課されるそれであるのである。」と(豊富)

純な賦課は、前払を欠くために、農業が破滅に陥り、また少くとも農業が一定した・土地の性質に比例する・何 尚ケネーにありては「収入の源泉への、換言すれば国民の収入を形づくる土地の純生産物に対しての課税の単 主張するのである

に甚だ不規則なものにしてしまうからである。」となすのである。(註②) い。〔土地台帳の作成に適合し得ない〕というのは、一層よい行政の賜である耕作の改良が、台帳をたちどころ こでは〕土地は不手際に耕作せられ、その生産物は甚だ僅かとなり、耕作の惨めな状態に照応しているにすぎな らかの土地台帳〔作成〕に適合し得ないほどの頽廃に落ちこんでいる王国においては、極めて困難となる。

不可避のものと思われるからである。」と主張するのである。(註⑩) 済むが、後者は、土地の一切の生産物を破滅させ、秩序に復帰する一切の道を閉すように見える。 べてが同一 者に提供するものである。 においては、これも物税と見做されらる六つの課税のそれに等しい単純な物税 労働、 かしすべてを併せても、 は課税形態が複雑にして徴税手段がより多くなり、財政収入も予期の如くならず、極めて少ないことを主張する。 〔単純な〕 「土地やその生産物や人間やその労働や商品や牧畜に対して一様に賦課される課税は、互に依存的であるが、す ネーは課税対象及び課税順位について六個の段階のあることを述べている。これは、土地、生産物、人間、 商品、 租税は、 の基礎を対して、しかもそれぞれが別々に支払われる一様な六つの課税の段階を示すものである。 国民にとって破滅的である課税は、農業の衰微が増加するにつれて、俗人たちにとってはますます 家畜であるが、これ等のものに対して課税することは、土地の純生産、即ち純収益に課税するより かくの如くに繰り返される六つの課税に比して、国民や国家にとっては、五分の一の経費で 単一にしかも経費を要することなく純生産物に賦課される単純な物税 しかるに、 自然的秩序によって指示せられ、 主権者の収入を遙かに増加するかかる ――よりも遙かに少い収入を主権 ―且つその割合 なぜなら主権

ネーは次に借地農即ち小作農に於ける富を対象とすることに対し之に反対している。「少くとも、 ランソア・ケネーにおける財政思想 土地の借

(箕浦

ければこの種 その前払をとり上げてしまい、耕作を全く消滅させるからである。 て不確実である。 て役立ちうる借地料がなく、 も困難なのは、 地 生産物に比べて多額の経費で耕作せられ、しかもしばしば何らの利潤も生むことのない土地を、富める借地農に の最後の手段なのであるが、それには多大の手加減を必要とする。 その契約の履行を不可能ならしめるにも拘らず、借地農がその借地契約を履行することを求めるのは、 は専ら地主がこれを負担しなければならない。 その借地契約を締結する前に、 控除されていなければ、 して役立ちうるがごとき土地と、 よって大農経営が行われ、 そうして「すべての場合において、 る。」とその帰着の関係を説明し、 となるであろうから。」と、 !農に対して賦課される肆意的な課税を、できるだけ早く廃止することにとりかからなければならない。 の破滅的な課税は、 小農経営 (petite culture) に対すして賦課されるそれである。 租税が借地農を崩壊させた地方において分益小作の手で行われるかかる耕作は、破滅した農業 借地農によってではなく、 これらの借地農が地主に一定の収入を保証し、この収入が比例的課税の正確な規 前払を提供するものは地主自身であり、 国家需要の増大に伴う租税収入の源泉についてもその帰着関係を明らにしている。 租税の分担額を知らされているときは、 王国の収入を残らず剿滅しつくすであろう。 充分に区別しなければならない。」 そうして「課税は、もしそれが借地料 次いて 租税の支払は、 「もし国家の必要が、 なぜなら政府が、 地主によって支払われなければならない、 土地の価格自体によって保証されなければならす、耕作の経 借地農に課する不測の租税により、 課税の増額を止むなくするならば、 それゆえかかる小農経営を余儀なくせられ、 なぜというに課税が少しでも負担が重ければ、 また純生産物は甚だ僅かであるのみか極 当然課税は借地料から控除されるのであ 土地に対する課税のうち決定が最 かかる経営にあっては、尺度とし ところが借地農が、 彼等をして との 自己矛盾 増 額分 から 則

り得るからである。」と主張し、その租税の負担関係、(註®) 何によって、租税は、過度であることなくして強奪的であり得るし、また強奪的であることなくして、 そこから、 Va 物の商業の自由によって、つねに保証される。それゆえにこの国民にあっては、農業と家畜の増殖とが、最も長 ては臨時の補助金に苦しむが、土地の耕作の労働は些かもゆるめられす、土地の売買と売上価格とは、 その勢力を鞏固にし、 の生産物の増加のために、それに比例して増加を見るであろう。」「犁に一切の課税を免除することによって、 小農経営は相次いで消滅するであろう。〔そして〕地主の収入と租税とは、富め農業者によって耕作される土地 尚 るであろう。このような用心が農業の成功を保証するのである。」

とその原則を明らにするのである。そうして る地主は、 必然的なかかる用途から、 以外のいかなる公的役目にも、濫費されることなくして、服せしめられることができないし、また自然的にして 営の富のそれによって保証されてはならない。これらの富は、国民と主権者との富を再生させるという公的機能 ろの負担関係と之が地主に於ける転嫁の関係を明らかにするのである。 且つ最も夥しい経費のかかる戦争中にも、 「借地農はその借地契約の期間中、もはや課税についての不安をもつことなく、その数は増加するであろうし、 よく維持せられ、また彼らの大きな収入がよく持続せられ、よく保証されているのを再び見出すのである。 彼らの収入と租税との確実を目指して、彼等の土地を専ら富める借地農にのみ賃貸することを心懸け 過度の租税と強奪的な租税との間にある相違を認めることは容易である。なぜというに課税形態の如 その繁栄を確保することのできた国民である。彼等自身租税を負担する地主は、 決して他へ外らされてはならぬのである。」「政府によってかかる規則に従わせられ 何等の損害を蒙らず、 国家需要増大することに伴う租税収入の増加によるとこ 地主は平和の暁には、 彼等の土地がよく耕さ 粗生生産 戦時に於 過度であ

フランソア・ケネーにおける財政思想

(箕浦

(-1)(-1)(-1) François Quesnay, op. cit. p. 957.

(Maximes Génerales, note sur la maxime v.)

坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七六頁。

 $(\infty)(4)$ F. Quesnay, ibid. p. 958.

坂田太郎訳、ケネー「経済表」一七七頁。

(15)(6) F. Quesnay, ibid. p. 958.

坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七八頁。

(~) F. Quesnay, ibid. p. 958.

坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七八―一七九頁。

 $(\infty)~\text{F. Quesnay, ibid. p. }958-959$

坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七九頁

(Φ) F. Quesnay, ibid. p. 959.

(2) F. Quesnay, ibid. p. 959.

坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七九頁。

坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七九―一八〇頁。

(11) F. Quesnay, ibid. 959-960.

坂田太郎訳 ケネー「経済表」一八〇一一八二頁。

主義経済理論によって租税原則として最も合理的に公正なる租税体系を樹立せんとしたのである。ここにケネ 、ネにおいては農業のみが国民経済上の純収入即ち純収益を提供するものであると言う、この経済理論、 重農

の租税原則とも言うべきものを探ぐって見れば次の如くである。

(=)(-)「租税の増加は、収入の増加に従うこと。」 "租税が破壊的なものであったり、国民の収入の総額に酌合わないものであったりしないこと。」

「それは直接土地の純生産物に対して賦課せらるべく、徴税費を倍加させ、商業を害し、且つ年々国民の富

の一部分を破壊する虞れがあるため、」

□ 「人間の賃金にも、生産物にも賦課されないこと。」

「それと同様に、」

四 土地の借地農の富から徴収されたりしないこと。」

切に保存しなければならぬ不動産と見らるべきであるからである。さもなければ、租税は化して強奪となり、 「なぜというに王国の農業の前払は、租税、収入および市民のすべての階級の生活資料の生産のために、大

急速に国家を破滅させる衰微を惹起するのである。」 (註①)

国民の収入の増加に従うこと。それは直接地主の収入に対して賦課せらるべく、徴税費を倍加させ、 「租税が破壊的なものであったり、国民の収入の総額に酌合わないものであったりしないこと。 「シュリ氏王国経済の抜粋」Extrait des Oeconomie Royales de M. de Sully にありては、その「七」於て 租税の増加は、 商業を害す

る虞れがあるため、生産物には賦課されないこと。それは同様に土地の借地農の前払から徴収されたりしないこ ランソア・ケネーにおける財政思想 (箕浦

......

ばならぬのである。」と述べられている。(註②) 借地農の富は、耕作の支出のために大切に保存されなければならない。またそれは収入の損失を避けなけれ

現が異っている。ケネー、及重農学派の主張にありてはフランスの産業革命前に於ける支配階級は地主階級であ って、これはその当時の支配階級たりし地主階級の利益を擁護するための主張であったと言れるのである。 収されたりしないこと」となっており、ここでは「土地の借地農の前払から徴収されたりしないこと」とその表 せらるべく」とその表現が異なっている。又「農業国の経済的統治の箴言」に於ては「土地の借地農の富から徴 ては「それは直接に土地の純生物に対して課税せらるべく」と表現せられ、ここでは「地主の収入に対して課税 即ち「農業国の経済的統治の箴言」と殆ど同様のことが述べられているが「農業国の経済的統治の箴言に」於

(1) François Quesnay, op. cit. pp. 950-951.

d'une royaume agricole et notes sur ces maximes, Extrait de la Physiocratie, 1767. ケネー「農業国の経済的統治の箴言」附箴言の註解: 箴言第五 Maximes générales du gouvernement économique

坂田太郎訳 ケネー「経済表」一六八頁

(α) F. Quesnay, ibid p. 670.

「シュリ氏王国経済の抜粋」Extrait des économies royales de M. de Sully. 1759

坂田太郎訳 ケネー「経済表」四二頁。

ヶ ネーにありては農業の純収入即ち自然的純収益に対する課税は農業それ自体何等負担を受けることはない。

一の経済問題」 Second Problème Economique, Extrait de la Physiocratie, 1767 に於て「間接税の効果」を 即ち土地の自然的生産が租税を負担することになるからであるとなし更に間接税を研究する。 即ちケネーは「第

を主張する。そうして「われわれはいまや、地主に対して、こうたずねることができる、彼等の所有権の状態を

消費を阻害するものであるとなし之を廃止すべきこと

表に従って算定し、直接税と比較し間接税は生産、流通、

とっても、 あやつられ、 堅固にし、保証するところの直接税の義務を完全に果すこと・そして非合理的な利害(intérêt mal entendu)に 間接税の如く破滅的な手段を採らせたりしないこと・が、彼らにこの上なく重要なのではないかどう 主権者をして、 国家の必要のために、 地主の収入にとっても、 主権者自身にとっても、国民全体に

極に於て土地の純収益に帰着することになるのである。従って土地の純収益に課する租税を直接税となし、それ ケネーにありては税源をなすものは土地の純収益である。 土地の純収益を課税対象とせざる租税にありては窮

以外の租税を間接税となすのである。

かと。」その論議を結んでいる。(註①)

の損害」として四種のものをあげ「間接税の惹き起す損失の計算に、 なることを明らかにしたる後「さらに考察しなければならぬところの・間接税の惹き起す・一層怖るべきその他 ネーは精密に間接税を考察したる結果如何なる間接税と雖も、生産、 当然入るのでなくてはならない。」 となす 流通、消費の各過程に於て阻害要素と

のである。 .ち先ず間接税の実施に伴うところの.「第一種の損害」として 「間接税が極めて急速度に惹き起す損傷。」の

場合をとりあげて論じている。

- ある、この衰微が、これらの地主から、その土地を維持し、改良する能力を剝奪するのである。 土地の相次いでの損壊がこれである、かかる損壊は、間接税が地主の収入に必然的に招く衰微の結果で
- ostensible)の使用を敢てしなくなる、なぜならこれらの富のいつもでたらめな見積りが肆意的な間接税の の基礎となるからである。 有利な企業や仕事の相次いでの損傷がこれである、 ひとはこれらのものに、 眼に見える富 (richesse 賦 課
- 部を塡めて貰うこととなるのである。」とその帰着関係を示すのである。(註④) 出は、 食の累増は、国民の年々の富の再生産の一部を絶やすことによって、賃金または生活資料を剿滅するところの問 損失をもたらすのである。 それが年々農業へ還流するのを妨げるのである。」と論及し、その「第三の損害」として「富める金融業者が首都 目的をもって、同じように首都に退隠するのであるが、このことは主権者の恩恵によって、その収入の損傷の一 取的な間接税の追徴の痛ましき結果であるのである。」と論じ、次いでその「第二種の損害」 として「間接税の(誰®) に居住すること、このことは、 立替をする金融業者の利潤によって蓄積されたる金銭的財産、 は、その賃貸借の期間を通じて、借地農から徴収せられ、または彼らに転嫁されるところの肆意的にして且つ掠 最初の売手の販売に当っての生産物の価格の、 耕作の前払の強奪によって惹き起される相次いでのしかも幾何級数的な損壊がとれである、 地主自身も、よい家柄に属するときはことに、その名望によって宮廷の寵遇に浴する 消費を生産の場所から遠ざける。そこから輸送の巨額の支出が生じるが、この支 したがってまた地主の収入の負担となり、 かかる財産は貨幣の流通を停止しまたは逆流させ、 次いでその「第四種の損害」として「乞 とれらの かる損 ものに

復讐を好む乞食の不満から一身上に生じるかも知れぬ危険に曝されすぎているため、施しの拒絶を敢てなしえな 接税のひとつの結果である。乞食のこの累増は、耕作者に対して著しい過重負担である。なぜというに彼らは、 する人々と専ら自発的に締結する約定の性質自体からして、 力があるのは地主のみであるからであり、また地主は、その所有権の性質自体から並びに彼らがその土地を経営 いからである。そしてこの過重負担は、地主の収入に転嫁される、というのは、耕作者の損害の償いに応じる能 かような償いを余儀なくされるためである。」とな

(-) François Quesnay, op. cit. p. 992.

(Second problème Economique)

してその転嫁の関係を説明するのである。

坂田太郎訳 ケネー「経済表」二八八頁。

坂田太郎訳 ケネー「経済表」二八六頁(2)(3)(4) F. Quesnay, ibid. p. 991.

(15) F. Quesnay, ibid. p. 992.

坂田太郎訳 ケネー「経済表」二八七頁

_

っ たが、 ケネーは自由放任政策による国内市場の拡張を認める、その主張する貿易政策は根本的には自由貿易政策であ その主たるところは輸出の自由であり国内関税、 国境税を撤廃し、国内に於ける貨物移転の自由を認め、

フランソア・ケネーにおける財政思想 (箕浦)

〇七 (八七二)

あり、 義の主張に反することになり又重農政策も経済的破壊を招くことになるので一国の消費を超える剰余の海外輸出 6 が強く工業に於けるその生産費たる工業労働者の生活必需品特に労働者の食糧品の安価なることの必要が主張せ 殊に穀物の輸 ñ 穀物の海外輸出を制限せんとしたのである。 農業の奨励による増収はその販路を海外市場に求めなければ価格の下落となるものである。 :出の自由を主張したものである。その当時のフランス於てはコルベール政策による工業振興の主張 然し穀物に於ける輸出制限は農業の振興に支障を与えるもので 従って重農主

を自由ならしめんことを主張するものである。

Nicolas Baudeau 1730-1792 等によって継承せられここに重農学派の形態をなすに至った。 Dupont de Nemours 1739-1817 ケネーの学説は一千七百六十三年から一千七百六十六年までの間に於てデュポン・ド・ヌムル Pierre Samuel リヴ Victor Riqueti, marquis de Mirabeau 1715-1789 がある。 H - ≥ Paul Pierre Le Mercier de la Rivière de Saint Médard 1720-1793~ ス・トローヌ Guillaume François Le Trosne 1728–1780~ ケネーの弟子にミ ボー ル・メルシエ・ ヶ師 L'abbé

的税質のものを選ばねばならないと述べている。この「租税論」はその当時のフランスに於ける財政制度の欠陥 及び煙草の如き間接消費税である。又直接的人税も之に適当するがこれには課税標準を住宅の価格により階級税 現実に於ては国家需要充当の手段としては或る限界を有するものであり、 税請負制度の廃止を強く主張し土地の純収入に課する土地単一税 impôt unique と見なければならない。従って他の収入手段即ち他の租税によって之を補う必要があるが之に適当するものは塩 ・ラボ 1 は ケネーの指導のもとに書かれたと言われるその著 「租税論」Théorie de l'impôt, 1760 に於て、 国家需要の全額を調達することは困難 の原理を説明したものであるが、 租

を鋭く批判したものである。

重商主義がイギリスに於けるものとは限らない如く重農主義にありてもフランスのものとは限らないのであっ

てドイツに於けるカール・フリードリッヒ K. Friedrich、 イタリーに於けるレオポルド二世 Leopold II、スイ

して重農主義の経済思想はフランス以外の諸国では容認されなかった。 スに於けるイサーク・イゼリン I. Iselin 1728-1782 はいずれも重農主義傾向を有するのである。 然しながら概

ケネーの学説については当時フォルボンネー F. V. D. de Forbonnais 等の反対があり、アダム・スミスも亦

その著「国富論」に於て之を批判している。

A. Oncken, Oeuvres économiques et philosophiques, de F. Quesnay, 1888

A. Oncken, Geschichte d. Nationlökonomie, 3 Aufl., 1922

G. Schelle, Le docteur Quesnay, 1907

G. Schelle, Dupont de Nemours et l'ecole physiocratique, 1888.

H. Higgs, The physiocrates, 1897

R. Suaudeau, Les représentations figurées des Physiocrates, Paris, 1947.

Henri Woog, The Tableau Economique of Fraçois Quesnay, Staatswissenschaftliche Studien 1950

François Quesnay et la physiocratie, I, II, À Paris, à L'institut National D'Études Démographiques, 1958

島津亮二・菱山泉訳「ケネー全集

増井幸雄・戸田正雄訳 フランソア・ケネーにおける財政思想 経済表 岩波文庫

堀 新一訳 ケネー 商業と工業

坂口太郎訳 「ケネー経済表以前の諸論稿」

坂口太郎訳 ケネー「経済表」

越村信三郎 ケネー経済表研究

舞出長五郎

フランソア・ケネーと経済学

山崎教授還曆祝賀記念

経済学研究

第一卷

経済篇

三辺金蔵 Tableau Economique (経済表)の解説 経済学説研究 三四七頁

橋本純三 ケネー経済表の動態性 徳島大学学芸学部紀要一

ケネー「経済表」とその現代的解釈 季刊社会学4

越村信三郎

堀口太郎 建 ケネーの「アグリカルテュラル・ミステム」一橋論叢 経済表の生成発展 三田学会雑誌 三八ノニ

二六ノ四

渡辺

渡辺 経済表解註 三田学会雑誌 三八ノ三、四

渡辺 建 経済表の省略化と其範式 三田学会雑誌 三八ノ八

山田盛太郎 再生産表式と地代範疇(人文一)

坂口太郎

重農主義

経済学研究の栞

坂口太郎 経済表の理解 商学論集(内池廉吉博士還曆祝賀記念論文集)

坂口太郎 フランスワ・ケネーの人口論 商学論集 福島高商 第九巻

1 古典学派の生成と展開 横山正彦

フィジオクラアトの等価交換論と賃銀論

――マルクス剰余価値理論の一想源

-舞出教授還曆記念文集